

令和3・4年度 測量・建設コンサルタント等業務

一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書等作成要領

希望する登録先(高知市/高知市上下水道局)にかかわらず、高知市総務部契約課、高知市上下水道局企画財務課いずれの窓口でも申請書類の提出が可能です。

なお、高知市、高知市上下水道局両方に登録を希望する場合は、いずれか1か所の窓口に申請書類一式を2部提出してください(1部は原本、1部は写しとする。)

審査基準日 令和3年1月1日

- 受付期間 令和3年2月1日(月)から令和3年3月1日(月)まで ※土・日、祝日を除く
- 提出方法 A4サイズの紙ファイル(色指定なし)に綴じ、表紙及び背表紙に商号又は名称を記入してください。
市内業者・市外業者を問わず 原則郵送とします。
※ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、今回の申請については、郵送による受付とします。必ず「書留」又は記録が残る送付方法で送付してください。
※ 郵送の場合は令和3年3月1日(月)到着分までとします。
※ 申請内容を確認後、補正を依頼する場合がありますので、早めの提出にご協力をお願いします。
- 提出場所 高知市総務部契約課又は高知市上下水道局企画財務課

【高知市総務部契約課】	【高知市上下水道局企画財務課】
〒780-8571	〒781-8010
高知市本町五丁目1番45号 (高知市役所本庁舎3階)	高知市棧橋通三丁目31番11号 (高知市上下水道局庁舎2階)
高知市総務部契約課 工事契約担当 TEL: 088-823-9416 FAX: 088-823-9496	高知市上下水道局企画財務課 契約担当 TEL: 088-821-9208 FAX: 088-833-6549

- その他 (1) 令和3・4年度の入札参加資格の有効期間は令和3年6月1日から令和5年5月31日までですので、委任状の委任期間もこの期間でお願いします。
(2) 受付票の返送を希望される場合は、返信用封筒に切手を貼って同封してください。
(3) 資格審査の結果、有資格者への通知については個別には行いません。資格者名簿をホームページに掲載(令和3年5月27日(予定))しますのでご確認をお願いします。また、ホームページでの確認ができない場合、高知市総務部契約課又は高知市上下水道局企画財務課内でも名簿の閲覧ができますのでご確認をお願いします。
(4) 申請書の作成・提出を有償で代行するには、行政書士等の資格が必要となります。

市内業者 記載要領

○ 令和3・4年度 測量・建設コンサルタント等業務一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書提出書類一覧表

【様式1-1 市内コンサル用】

- 提出する書類の番号を○で囲み、この一覧表を一番上にして、以下一覧表の番号の順に書類を綴じること。ただし、19 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書の2部のうち1部(写し)及び20 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書は紙ファイルに綴じず、提出書類一覧表上に挟んで提出すること。
- 申請内容の確認のために連絡する場合があるので、「担当者」又は「行政書士」欄に必ず記入すること。

1 令和3・4年度 測量・建設コンサルタント等業務一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(様式2)

(1枚目)

●「申請先選択」欄

高知市に申請する場合は高知市長に、高知市上下水道局に申請する場合は高知市上下水道事業管理者に、高知市及び高知市上下水道局に申請する場合は高知市長と高知市上下水道事業管理者両方にレ印を記入すること。高知市と高知市上下水道局両方に申請する場合は、いずれか1か所の窓口に申請書類一式を2部提出すること(1部は原本、1部は写しとする)。

1申請区分

令和元・2年度に登録がある場合は継続のカラムに「1」、それ以外の場合は新規のカラムに「1」と記入すること。

2商号名称(フリガナ) ※2 ~ 11は会社等の主たる営業所(本社)について記入すること。

カタカナで記入すること(法人の種類を表す文字は記入しない。)

3商号名称

法人の種類を表す略号も記入すること。例:(株)・(有)など

4代表者名(フリガナ)

カタカナで記入し、姓と名の間を1文字空けて記入すること。

5代表者名

姓と名の間は1文字空けること。

6代表者役職名

代表者の役職名を記入すること。

7本社所在地

丁目、番地等は「-」(ハイフン)で記入すること。

9本社電話番号 11 本社FAX番号

市外局番、局番、番号を「-」(ハイフン)で区切り、左詰めで記入すること。

10 課税免税届

令和3年度(令和3年4月1日時点)において、消費税の課税事業者であれば「課税」、免税事業者であれば「免税」に「1」を記入すること。

12 本社メールアドレス

本社メールアドレスを記入すること(携帯電話のメールアドレスのように容易に変更する可能性があるもの、受け取り容量が小さいもの(概ね5GB未満)での登録は控えて下さい。)

※ なお、メールアドレスに変更がある場合は、変更届を提出すること。

13 申請業務及び登録の有無(別紙参照)

登録がある場合のみ申請可としている業種があるので、別紙「業務区分、業務の内容、関係法令等」を確認すること。

①申請しようとする業務の「申請」欄に「○」を記入すること。申請しない場合は空白のこと。

②申請業務のうち、法令等による営業の登録をしているものには「登録」欄に「○」を記入すること。登録がない場合は空白のこと。この際、1~3の測量業務全部門、4 建築一般、5 意匠、6 構造、44 不動産鑑定、45 登記手続等、47 環境調査、49 水質等分析の申請は法律上営業の登録を受けている場合に限る。

※ 年度途中での申請業種の追加登録はできない。(登録がある業種の部門の追加も不可)

14 建築士事務所登録区分

登録の種類について、下記により記入すること。

1 級建築士事務所	1
2 級建築士事務所	2
木造建築士事務所	3

15 計量証明事業登録区分

登録の種類について、下記により登録しているものをすべて記入すること。

濃度	1
音圧レベル	2
振動加速度レベル	3

(例：濃度と振動加速度レベル)

16 その他詳細

申請業務のうち、「その他」を申請する場合に業務内容を 20 文字以内で簡潔に記入すること。

(2 枚目)

17 測量等実績高 (千円未満切り捨て、消費税抜きで記入して下さい。(免税事業者は税込みで構いません。))

コンサルタント業務のみの実績とし、建設業等兼業部分の実績は除くこと。

① 審査基準日以前の直前 1 年度及び 2 年度の事業年度に係る完成業務高について記入すること。また、決算期変更の場合等は、完成業務高を按分するなどして 12 ヶ月相当分に換算して記入すること。

(按分例) 12 月から 3 月までに決算期変更

直前 1 年度 $(R2 \text{ 年 } 1 \text{ 月} \sim 3 \text{ 月の完成業務高}) + (H31 \text{ 年 } 1 \text{ 月} \sim R \text{ 元年 } 12 \text{ 月の完成業務高} \times 9/12)$

月分

月分

直前 2 年度 $(H31 \text{ 年 } 1 \text{ 月} \sim R \text{ 元年 } 12 \text{ 月} \times 3/12) + (H30 \text{ 年 } 1 \text{ 月} \sim 12 \text{ 月の完成業務高} \times 9/12)$

月分

月分

② 「直前 2 か年の年間平均実績高」は、2 年度の合計額を 2 で除した額 (千円未満切り捨て) を右詰めで記入すること。

③ 「申請業務以外の分」の実績高には 申請業務以外の完成業務高 を記入すること。

18 自己資本額

審査基準日の直前決算の「自己資本額」を千円単位で記入すること。

・ 法人の場合 → 貸借対照表純資産の部「純資産合計」の額を記入すること。

・ 個人の場合 ① 「青色申告」で貸借対照表を作成し申告している方

→ 貸借対照表の期末時点での以下の計算をした金額を記入すること。

元入金 + 青色申告特別控除前の所得金額 + 事業主借 - 事業主貸

② 「白色申告」又は「青色申告」で貸借対照表を作成していない方

→ 自己資本額は空白とすること。(貸借対照表がないため)

19 営業年数

1 年未満の端数は切り捨てとします。

※ 休業等により営業を中断した場合は、その期間を控除する。また、組織変更等が行われた会社の営業年数の起算点は、現在の会社と前の会社が同一性を保持している場合は、前会社の創業時からとする。

20 登録を受けている業務

別紙に掲げる営業の種類のうち登録を受けている業務がある場合は、その登録番号及び登録年月日を記入すること。

21 技術職員実数 (無資格者含)

申請日現在において、管理部門、営業部門などを除き、コンサルタント業務にたずさわる技術職員の人数を記入すること。

22 ~ 29 受任者欄

市内コンサルタント業者については記入不要。

(3枚目)

30 高知市又は高知市上下水道局に一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況

(1) 会社法に規定する親会社等

申請者から見て、会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等が高知市又は高知市上下水道局に対して一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している場合に「有」を選択し、商号又は名称及び所在地を記入すること。

(2) 会社法に規定する子会社等

申請者から見て、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等が高知市又は高知市上下水道局に対して一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している場合に「有」を選択し、商号又は名称及び所在地を記入すること。

(3) 役員の兼任

申請者の役員が、高知市又は高知市上下水道局に対して一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している業者の役員を兼ねている場合に「有」を選択し、申請者における役職、氏名、兼任先の商号又は名称及び兼任先の所在地を記入すること。

2 使用印鑑届（様式3）

使用印は、令和3年6月1日から令和5年5月31日までを通じて、入札・見積・契約・請負代金の請求及び受領等に使用するものを押印する。実印である必要はないが、法人にあっては、法人の代表者であることの表示された印鑑とすることとし、認印は避けること。

3. 4 事業所等所在地見取図及び事業所等写真（様式10・11）

- (1) 見取図…事業所所在地にマーカー等で印をつけておくこと。
- (2) 写真…「事業所等所在地見取図」の事業所等写真で、事業所等外部（看板等を含む建物の全景写真）及び事業所等内部を提出すること。デジタルカメラの画像データを貼り付けてもかまわないが、鮮明なものに限る。

5 測量等実績調書（様式4）

申請業務区分ごとに過去2か年分の完了業務について記載すること。注文者欄には、下請の時は元請先を記入すること。必要事項が明記されていれば、任意様式でも可。なお、業務の概要等については、指名の際の参考とすることがあります。

6 技術者資格一覧表（様式5）

直接雇用の常勤職員について、申請業種に関係なく表にある資格を有する者はすべて記入すること。また、複数の資格を有する者はすべての資格に記入すること。ただし実務経験者は除く。

7 技術職員名簿（様式6）

様式2（2枚目）21に記入した技術職員について、資格の名称及び部門（免許等でなく実務経験年数による場合はその旨）を記入すること。下水道法施行令第15条に規定された資格を有する者、及び建設コンサルタント登録規程第3条第1号口の規定により大臣が認定した者についても記入すること。なお、下水道法施行令第15条に規定された資格を有する者は技術者等経歴書（様式8）を添付すること。また、資格等はなく実務経験により技術者と認められるものは、別紙技術者実務経験証明書（様式7）を添付すること。必要事項が明記されていれば、任意の様式でも可。

8 技術者実務経験証明書（様式7）

資格等はなく、実務経験年数により技術者と認められる者がある場合のみ提出すること。また、様式の記載要領を熟読のうえ記入すること。実務経験を有する者の要件は、別紙「実務経験を有する者の要件」を参照のこと。必要事項が明記されていれば、任意の様式でも可。

9 技術者等経歴書（様式8）

下水道法施行令第15条に規定された資格を有する者がある場合のみ提出すること。ただし、その者が技術士法による技術士（総合技術監理部門の下水道又は上下水道部門の下水道）の登録又は一般社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）の下水道部門で登録を受けている場合は提出不要。

10 補償コンサルタント大臣登録及び補償業務管理士登録調査票（様式 13）

申請書（様式 2）13にて補償関係コンサルタント（36～43）を申請する場合は、補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条の規定による登録簿への登録（以下「大臣登録」という。）の有無、及び一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士在籍の有無に関わらず、必ず提出すること。大臣登録が有る場合は申請日時点で有効かつ最新の補償コンサルタント登録通知書（写し）、補償業務管理士台帳に登録されている補償業務管理士が在籍する場合は、在籍者各々の補償業務管理士登録証（写し）を添付すること。また、提出した調査票内容に異動等があった場合は、速やかに報告すること。

11 登録証明書等（写し可）

申請書（様式 2）13の登録欄に「○」をつけた業種については、すべて証明書を添付すること。

12・13 登記簿謄本又は登記事項証明書（法人）、代表者の身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人） （どちらも写し可）

法人の場合は登記簿謄本又は登記事項証明書、個人事業者については、代表者の身分証明書及び登記されていないことの証明書を添付すること。

- ・身分証明書…本籍地の市町村で発行
- ・登記されていないことの証明書（主に成年被後見人、被保佐人とする記録がない証明）…地方法務局（本局）で発行

※ 証明日が令和 3 年 1 月 1 日以降のものに限る。

14. 15. 16. 17 各種納税等証明書（写し可） ※ 証明日が令和 3 年 1 月 1 日以降のものに限る。

全ての税等について、滞納（未納）がないことの証明書。

- (1) 市税…高知市発行の指名願用の証明（国民健康保険料の証明も含まれる）
- (2) 県税…県税事務所長の証明
- (3) 国税…税務署長の証明

⇒法人の場合「法人税、消費税及地方消費税、その他（源泉所得税及復興特別所得税）」の 3 税目についての証明書【税務署（様式その 3 未納税額のない証明用）】

⇒個人の場合「申告所得税及復興特別所得税、消費税及地方消費税、その他（源泉所得税）」の 3 税目についての証明書【税務署（様式その 3 未納税額のない証明用）】

※ 税務署の証明書の種類は「その 3 の 3」ではなく、「その 3」となりますので、別添の「納税証明書交付請求書（記入例）」を参考に、必要な税目をご確認の上、取得してください。詳しくは、国税庁のホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。納税証明書交付請求書もここからダウンロードできます。

- (4) 社会保険料の納入確認（証明）書…直近 2 年間の納期が到来した健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金について、滞納がないことの分かる確認書又は証明書（年金事務所が発行する社会保険料納入証明書又は高知市様式で確認印が押印されたもの（健康保険組合等の証明は任意の様式で可）。領収書での証明は不可。

※ 日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）から社会保険料納入証明申請書をダウンロードすることができます。

※ 事業主以外の方が年金事務所へ社会保険料の納入確認（証明）書の申請及び受領を行う場合、委任状が必要です。「社会保険料の納入確認（証明）書」が提出されない場合は、入札参加資格を得ることができません。

法人事業所のみならず個人事業者の方でも「強制適用事業所」に該当する場合があります。お問合せは、所管の年金事務所にお問い合わせください。

個人事業者で強制適用事業所に該当しない場合は、納入確認書を提出する必要はありません（その場合は、国民健康保険料の証明を添付願います。）。

⇒健康保険料：年金事務所又は加入の健康保険組合等で証明

⇒厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金：年金事務所等で証明

- (5) 国民健康保険料完納証明書…個人の方のみ。市町村が発行する滞納額のないことがわかる証明

18 財務諸表類

法人…審査基準日直前の事業年度についての貸借対照表、損益計算書及び株主資本変動等計算書

個人…審査基準日直前の事業年度についての確定申告書の写し（決算書又は収支内訳書等の決算状況が分かる資料の写しを含む。）

19 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（【別紙1】）

※必ず2部提出してください。（うち1部は写し可）

高知市内に主たる営業所を有する事業者で、次のいずれかに該当する場合は提出してください。

- ① 従業員等の個人住民税の特別徴収を実施している個人事業者
- ② 審査基準日において、個人住民税の特別徴収義務者に該当しない場合

※ 従業員等の個人住民税の特別徴収をすでに実施している法人の場合は提出不要です。

<参考>

個人住民税の特別徴収とは、雇い主が、従業員等に代わってその従業員等が納めるべき個人住民税を、所得税と同じように給与から天引きして市町村に納める制度です。ここで「従業員等」とは、一般の従業員だけでなく、事業所から所得税法上「給与所得」とみなされる役員報酬を得る役員や、青色事業専従者も含まれます。

所得税法第183条の規定によって、所得税を源泉徴収する義務がある雇い主（源泉徴収義務者）は、地方税法第321条の3及び4、高知市税条例第44条及び第45条の規定により、原則として個人住民税の特別徴収義務者となります。

申請者が特別徴収義務者に該当するか、また手続等が不明な場合は、高知市財務部市民税課（TEL088-823-9422）にお問い合わせください。

20 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（【別紙2】）

暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書の裏面の記入方法等を参照の上、該当する役員等について記入してください。

市外業者 記載要領

○ 令和3・4年度 測量・建設コンサルタント等業務一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書提出書類一覧表

【様式1-2 市外コンサル用】

- チェック項目にて各提出書類を確認の上、この一覧表を一番上にして、以下一覧表の番号の順に書類を綴じること。
以下一覧表の番号の順に書類を綴じること。ただし、24 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書の2部のうち1部(写し)及び25 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書は紙ファイルに綴じず、提出書類一覧表上に挟んで提出すること。
- 申請内容の確認のために連絡する場合があるので、「担当者」又は「行政書士」欄に必ず記入すること。

1 令和3・4年度 測量・建設コンサルタント等業務一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(様式2)

(1枚目)

●「申請先選択」欄

高知市に申請する場合は「高知市長」に、高知市上下水道局に申請する場合は「高知市上下水道事業管理者」に、高知市及び高知市上下水道局に申請する場合は「高知市長」と「高知市上下水道事業管理者」両方にレ印を記入すること。高知市と高知市上下水道局両方に申請する場合は、いずれか1か所の窓口に申請書類一式を2部提出すること(1部は原本、1部は写しとする)。

1 申請区分

令和元・2年度に登録がある場合は継続のカラムに「1」、それ以外の場合は新規のカラムに「1」と記入すること。

2 商号名称(フリガナ) ※2 ~ 11 は会社等の主たる営業所(本社)について記入すること。

カタカナで記入すること(法人の種類を表す文字は記入しない。)

3 商号名称

法人の種類を表す略号も記入すること。例:(株)・(有)など

4 代表者名(フリガナ)

カタカナで記入し、姓と名の間を1文字空けること。

5 代表者名

姓と名の間を1文字空けること。

6 代表者役職名

代表者の役職名を記入すること。

7 本社所在地

丁目、番地等は「-」(ハイフン)で記入すること。

9 本社電話番号 11 本社FAX番号

市外局番、局番、番号を「-」(ハイフン)で区切り、左詰めで記入すること。

10 課税免税届

令和3年度(令和3年4月1日時点)において、消費税の課税事業者であれば「課税」、免税事業者であれば「免税」に「1」を記入すること。

12 本社メールアドレス

本社メールアドレスを記入すること(携帯電話のメールアドレスのように容易に変更する可能性があるもの、受け取り容量が小さいもの(概ね5GB未満)での登録は控えて下さい。)

※ なお、メールアドレスに変更がある場合は、変更届を提出すること。

13 申請業務及び登録の有無(別紙参照)

登録がある場合のみ申請可としている業種があるので、別紙「業務区分、業務の内容、関係法令等」を確認すること。

①申請しようとする業務の「申請」欄に「○」を記入すること。申請しない場合は空白のこと。

②申請業務のうち、法令等による営業の登録をしているものには「登録」欄に「○」を記入すること。登録がない場合は空白のこと。この際、1~3の測量業務全部門、4 建築一般、5 意匠、6 構造、14~34 土木関係建設コンサルタント全部門、35 地質調査業務、36~45 補償コンサルタント全部門、47 環境調査、49 水質等分析の申請は法律上営業の登録を受けている場合に限る。

※ 年度途中での申請業種の追加登録はできない。(登録がある業種の部門の追加も不可)

14 建築士事務所登録区分

登録の種類について、下記により記入すること。

1級建築士事務所	1
2級建築士事務所	2
木造建築士事務所	3

15 計量証明事業登録区分

登録の種類について、下記により登録しているものをすべて記入すること。

濃度	1
音圧レベル	2
振動加速度レベル	3

(例：濃度と振動加速度レベル)

16 その他詳細

申請業務のうち、「その他」を申請する場合に業務内容を簡潔に記入すること。

2 令和3・4年度 測量・建設コンサルタント等業務一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(様式2)

(2枚目)

17 測量等実績高 (千円未満切り捨て、消費税抜きで記入して下さい。(免税事業者は税込みで構いません。))

コンサルタント業務のみの実績とし、建設業等兼業部分の実績は除くこと。

①審査基準日の直前1年度及び2年度の事業年度に係る完成業務高について記入すること。また、決算期変更の場合等は、完成業務高を按分するなどして12ヵ月相当分に換算して記入すること。

(按分例) 12月から3月までに決算期変更

直前1年度 $(R2年1月\sim3月の完成業務高) + (H31年1月\sim R元年12月の完成業務高 \times 9/12)$

月分

月分

直前2年度 $(H31年1月\sim R元年12月 \times 3/12) + (H30年1月\sim12月の完成業務高 \times 9/12)$

月分

月分

②「直前2か年の年間平均実績高」は、2年度の合計額を2で除した額(千円未満切り捨て)を右詰めで記入すること。

③「申請業務以外の分」の実績高には 申請業務以外の完成業務高を記入すること。

18 自己資本額

審査基準日以前の直前決算の「自己資本額」を千円単位で記入すること。

・法人の場合→貸借対照表純資産の部「純資産合計」の額を記入すること。

・個人の場合 ①「青色申告」で貸借対照表を作成し申告している方

→貸借対照表の期末時点での以下の計算をした金額を記入すること。

元入金+青色申告特別控除前の所得金額+事業主借-事業主貸

②「白色申告」又は「青色申告」で貸借対照表を作成していない方

→自己資本額は空白とすること。(貸借対照表がないため)

19 営業年数

1年未満の端数は切り捨てとします。

※休業等により営業を中断した場合は、その期間を控除する。また、組織変更等が行われた会社の営業年数の起算点は、現在の会社と前の会社が同一性を保持している場合は、前会社の創業時からとする。

20 登録を受けている業務

別紙に掲げる営業の種類のうち登録を受けている業務がある場合は、その登録番号及び登録年月日を記入して下さい。

21 技術職員実数(無資格者含)

申請日現在において、管理部門、営業部門などを除き、コンサルタント業務にたずさわる技術職員の人数を記入して下さい。

22 ~ 29 受任者欄

支店等への委任事項がある場合に、その支店等について記入すること。

3 令和3・4年度 測量・建設コンサルタント等業務一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(様式2) (3枚目)

30 高知市又は高知市上下水道局に一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況

(1) 会社法に規定する親会社等

申請者から見て、会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等が高知市又は高知市上下水道局に対して一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している場合に「有」を選択し、商号又は名称及び所在地を記入すること。

(2) 会社法に規定する子会社等

申請者から見て、会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等が高知市又は高知市上下水道局に対して一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している場合に「有」を選択し、商号又は名称及び所在地を記入すること。

(3) 役員の兼任

申請者の役員が、高知市又は高知市上下水道局に対して一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している業者の役員を兼ねている場合に「有」を選択し、申請者における役職、氏名、兼任先の商号又は名称及び兼任先の所在地を記入すること。

4 委任状

支店等に委任事項がある場合に添付すること。委任者、受任者の氏名、押印等は、申請書(様式2)及び使用印鑑届(様式3)に記載・押印したものと同一であること(委任期間については、令和3年6月1日から令和5年5月31日までとする)。様式は任意の様式でかまわないが、申請先を下記のとおりとし、申請先に必ずレ印を記入すること。

- 高知市長 様
- 高知市上下水道事業管理者 様

5 使用印鑑届(様式3)

本社所在地、本社商号又は名称、本社代表者名、電話番号等を記入すること。支店等への委任事項がある場合、その支店の営業所所在地、営業所商号又は名称、営業所代表者名、電話番号等を記入すること。

使用印は、令和3年6月1日から令和5年5月31日までを通じて、入札・見積・契約・請負代金の請求及び受領等に使用するものを押印する。実印である必要はないが、法人にあっては、法人の代表者であることの表示された印鑑とすることとし、認印は避けること。

6 営業所一覧表(様式9)

必要事項が明記されていれば、任意の様式でも可。

7. 8 事業所等所在地見取図及び事業所等写真(様式10・11)

高知市に営業所・支店・事業所等を有する場合は、必ず提出すること。

- (1) 見取図…事業所所在地にマーカー等で印をつけておくこと。
- (2) 写真…「事業所等所在地見取図」の事業所等写真で、事業所等外部(看板等を含む建物の全景写真)及び事業所等内部を提出すること。デジタルカメラの画像データを貼り付けてもかまわないが、鮮明なものに限る。

9 営業所(支店)調書(様式12)

「法人設立(開設)届の状況」で届ありの場合は、本市市民税課の受付印のある届出書があれば写しを添付すること。添付ができない場合は、添付できない理由(紛失のため等)を様式の余白に記入すること。「本市課税の納付状況」で納付ありの場合は、高知市発行の指名願用の納税証明書を添付すること。

10 測量等実績調書（様式4）

申請業務区分ごとに過去2か年分の完了業務について記載すること。注文者欄には、下請の時は元請先を記入すること。必要事項が明記されていれば、任意様式でも可。なお、業務の概要等については、指名の際の参考とすることがあります。

11 技術者資格一覧表（様式5）

直接雇用の常勤職員について、申請業種に関係なく表にある資格を有する者はすべて記入すること。また、複数の資格を有する者はすべての資格に記入すること。ただし実務経験者は除く。

12 技術職員名簿（様式6）

様式2（2枚目）21に記入した技術職員について、資格の名称及び部門（免許等でなく実務経験年数による場合はその旨）を記入すること。下水道法施行令第15条に規定された資格を有する者、及び建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロの規定により大臣が認定した者についても記入すること。なお、下水道法施行令第15条に規定された資格を有する者は技術者等経歴書（様式8）を添付すること。また、資格等はなく実務経験により技術者と認められるものは、別紙技術者実務経験証明書（様式7）を添付すること。必要事項が明記されていれば、任意の様式でも可。

13 技術者実務経験証明書（様式7）

資格等はなく、実務経験年数により技術者と認められる者がある場合のみ提出すること。また、様式の記載要領を熟読のうえ記入すること。実務経験を有する者の用件は、別紙「実務経験を有する者の要件」を参照のこと。必要事項が明記されていれば、任意の様式でも可。

14 技術者等経歴書（様式8）

下水道法施行令第15条に規定された資格を有する者がある場合のみ提出すること。ただし、その者が技術士法による技術士（総合技術監理部門の下水道又は上下水道部門の下水道）の登録又は一般社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）の下水道部門で登録を受けている場合は提出不要。

15 登録証明書等（写し可）

様式2（1枚目）13の登録欄に「○」をつけた業種については、すべて証明書を添付すること。「登録欄」を設けている業種については、登録がある業種（部門）のみ申請可能とする。

16・17 登記簿謄本又は登記事項証明書（法人）、代表者の身分証明書及び登記されていないことの証明書（個人） （どちらも写し可）

法人の場合は登記簿謄本又は登記事項証明書、個人事業者については、代表者の身分証明書及び登記されていないことの証明書を添付すること。

- ・身分証明書…本籍地の市町村で発行
 - ・登記されていないことの証明書（主に成年被後見人、被保佐人とする記録がない証明）…地方法務局（本局）で発行
- ※ 証明日が令和3年1月1日以降のものに限る。

18. 19. 20. 21. 22 各種納税等証明書（写し可） ※ 証明日が令和3年1月1日以降のものに限る。

全ての税等について、滞納（未納）がないことの証明書。

- (1) 市町村税（本社所在地）…市町村長発行の証明

※ 滞納がないことがわかる証明書が発行されない市町村については、審査基準日時点における納期到来分の直近2事業年度（2年間分）の納税証明書を提出すること。

- (2) 都道府県税（本社所在地）…都道府県税事務所長の証明

※ 滞納がないことがわかる証明書が発行されない都道府県については、審査基準日時点における納期到来分の直近2事業年度（2年間分）の納税証明書を提出すること。

- (3) 国税…税務署長の証明

⇒法人の場合「法人税、消費税及地方消費税、その他（源泉所得税及復興特別所得税）の3税目についての証明書【税務署（様式その3 未納税額のない証明書）】

⇒個人の場合「申告所得税及復興特別所得税、消費税及地方消費税、その他（源泉所得税）の3税目についての証明書【税務署（様式その3 未納税額のない証明書）】

※ 税務署の証明書の種類は「その3の3」ではなく、「その3」となりますので、別添の「納税証明書交付請

求書（記入例）」を参考に、必要な税目をご確認の上、取得してください。詳しくは、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。納税証明書交付請求書もここからダウンロードできます。

(4) 社会保険料の納入確認（証明）書…直近2年間の納期が到来した健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金について、滞納がないこと分かる確認書又は証明書（年金事務所が発行する社会保険料納入証明書又は高知市様式で確認印が押印されたもの（健康保険組合等の証明は任意の様式で可））。領収書での証明は不可。

※ 日本年金機構のホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）から社会保険料納入証明申請書をダウンロードすることができます。

※ 事業主以外の方が年金事務所へ社会保険料の納入確認（証明）書の申請及び受領を行う場合、委任状が必要です。
「社会保険料の納入確認（証明）書」が提出されない場合は、入札参加資格を得ることができません。
法人事業所のみならず個人事業者の方でも「強制適用事業所」に該当する場合があります。お問い合わせは、所管の年金事務所をお願いいたします。

個人事業者で強制適用事業所に該当しない場合は、納入確認書を提出する必要はありません（その場合は、国民健康保険料の証明を添付願います。）。

⇒健康保険料：年金事務所又は加入の健康保険組合等で証明

⇒厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金：年金事務所で証明

(5) 国民健康保険料完納証明書…個人の方のみ。市町村が発行する滞納額のないことがわかる証明

23 財務諸表類

法人…審査基準日直前の事業年度についての貸借対照表、損益計算書及び株主資本変動等計算書

個人…審査基準日直前の事業年度についての確定申告書の写し（決算書又は収支内訳書等の決算状況が分かる資料の写しを含む。）

24 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（【別紙1】）

※必ず2部提出してください。（うち1部は写し可）

高知市に営業所・支店・事業所等を有する事業者で、次のいずれかに該当する場合は提出してください。

① 従業員等の個人住民税の特別徴収を実施している個人事業者

② 審査基準日において、個人住民税の特別徴収義務者に該当しない場合

※ 従業員等の個人住民税の特別徴収をすでに実施している法人の場合は提出不要です。

※ 特別徴収についての詳細は、市内業者記載要領の19<参考>を参照のこと。

25 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（【別紙2】）

暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書の裏面の記入方法等を参照の上、該当する役員等について記入してください。